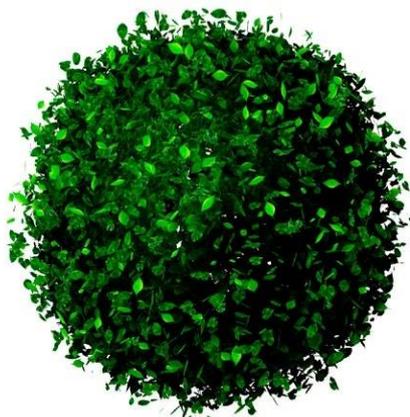


注：本資料は Deloitte の IFRS Global Office が作成し、有限責任監査法人トーマツが翻訳したものです。
この日本語版は、読者のご理解の参考までに作成したものであり、原文については英語版ニュースレターをご参照下さい。



iGAAP in Focus

サステナビリティ報告

ISSB は、SASB スタンダードの国際的な適用可能性を向上させるための方法論を提案する

目次

背景

SASB スタンダードの国際的な適用可能性を向上させるための方法論の提案

コメント期間および次のステップ

さらなる情報

本 iGAAP in Focus は、2023 年 5 月に国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）によって公表された公開草案 ISSB/ED/2023/1「SASB スタンダードの国際的な適用可能性を向上させるための方法論および SASB スタンダード・タクソノミのアップデート」の内容を解説するものである。

- ISSB は、気候関連以外の SASB スタンダードの指標が法域固有の参照を含んでいる場合に、それらの国際的な適用可能性を向上させるように改訂するための方法論を提案する公開草案（ED）を公表した。
- ED は、気候関連以外の SASB スタンダードの指標の国際的な適用可能性を向上させるための 5 つの改訂アプローチを説明している。本方法論を使用して修正されるすべての開示トピック、指標および技術的プロトコルは、これら 5 つの改訂アプローチを個別にまたは組み合わせて適用する。
- ED はまた、SASB スタンダードの修正を反映するために SASB スタンダード・タクソノミをアップデートするためのアプローチ案についても説明する。
- ED のコメント期間は、2023 年 8 月 9 日に終了する。

背景

近く公表される IFRS サステナビリティ開示基準（ISSB 基準）IFRS S1 号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的な要求事項」は、企業がグローバルな資本市場のニーズを満たすためのサステナビリティ関連財務情報を開示するという全般的な要求事項を提供する。

IFRS S1 号は、サステナビリティ関連のリスクおよび機会を識別し、重要性のある情報を識別するために、具体的な ISSB 基準が存在しない場合には、サステナビリティ会計基準審議会（SASB）スタンダードを考慮することを企業に要求する。このアプローチを支援するため、ISSB は、国際的に、利害関係者による適用において適切であることを確認するために、法域固有の内容を含んだ SASB スタンダードの指標をレビューし、修正を検討することを決定している。

詳細については、次の Web

サイトを参照してください。

www.iasplus.com

www.deloitte.com

www.deloitte.com/jp/ifrs

ISSB は、ED において、SASB スタンダードの国際的な適用可能性を向上させるために、SASB スタンダードの指標を修正する方法論を提案することを決定した。ED の内容を以下に要約する。

SASB スタンダードの国際的な適用可能性を向上させるための方法論の提案

適用範囲

ED で記述している方法論の適用範囲の提案では、IFRS S2 号「気候関連開示」の公表によって修正されないすべての SASB スタンダードの指標が含まれる。これらの開示は、ED において「気候関連以外の SASB スタンダードの指標」として記述している。このような開示には、生物多様性、コミュニティ・エンゲージメントおよび人的資本管理のようなサステナビリティ関連トピックが含まれる。

見解

SASB スタンダードの指標が、現在、法域固有の法律および規制の定義、用語またはそれらへの参照を使用しているという事実から生じる課題は、IFRS S2 号「気候関連の開示」の公開草案（S2 基準案）が開発されたときに知られていた。

S2 基準案の付録 B は、SASB スタンダードにおける気候関連開示の国際的な適用可能性を向上させるための修正を提案していた。

IFRS 基準 S2 が公表される際に、ISSB は、SASB スタンダードにおける各産業固有の気候関連開示を IFRS 基準の内容と整合させるために、対応する SASB スタンダードのアップデートを公表する予定である。これが、ED の範囲が気候関連以外の SASB スタンダードの指標に限定されている理由である。

SASB スタンダード・タクソノミのアップデートの範囲は、ED に関連する SASB スタンダードの修正の範囲および IFRS S2 号の公表から生じる SASB スタンダードの変更の範囲と整合することとなる。

目的

ED で提案する方法論の目的は、内容の構成または内容の当初の意図を実質的に変更することなく、SASB スタンダードの国際的な適用可能性を向上させることである。提案する方法論はまた、修正が一般目的財務報告書の利用者にとって SASB スタンダードの意思決定有用性を維持することを確保しつつ、作成者の適用のコストを増大させないようにも設計されている。

提案する方法論は、SASB スタンダードの指標がどの法域でも適用可能となることを意図している。同様に、修正後の SASB スタンダードを使用する企業は、IFRS 会計基準または他の一般に公正妥当と認められた会計原則（GAAP）のいずれを適用する場合でも、そのようにすることができる。

方法論

優先順位の高い順に、気候関連以外の SASB スタンダード指標の修正は、次の改訂アプローチによって行われる。

- **改訂アプローチ 1**—基準、定義または計算方法について、利用可能な国際的に適用可能な参照を代わりに用いた上で、法域固有の参照を置き換える。
- **改訂アプローチ 2**—基準、定義または計算プロセスについてのより一般化された定義を提供した上で、法域固有の参照を置き換える。
- **改訂アプローチ 3**—法域固有の参照を、適用可能な法域の法律、規制または定義に一般化された方法で依拠する文言により置き換える。
- **改訂アプローチ 4**—限定的な場合において、国際的な適用にふさわしくない開示の指標または特定の法域の外では国際的に同等なものが識別されない開示の指標を削除する。
- **改訂アプローチ 5**—一般目的財務報告の利用者のニーズを満たすため、開示トピックの完全性（integrity）を維持するための関連性のある置換えが識別できる場合には、法域固有の指標を削除して置き換える。

方法論は、手続きの改訂に焦点を当てており、SASB スタンダードの指標の当初の内容の実質的な修正を避けている。ED の付録では、各改訂アプローチの案の詳細を説明し、提案する方法論がどのように適用されるかを示すために、各改訂アプローチを使用した設例を提供している。別の付録では、2 つの異なる産業からの 2 組の代表的な指標を提供し、提案する方法論に従って SASB スタンダードがどのように改訂される可能性があるのかについての設例を示している。

方法論的を絞った焦点は、SASB スタンダードの国際的な適用可能性の向上と、IFRS S1 号の適時の導入および適用の支援とのバランスを取ることである。この狭い範囲のプロジェクトは、IFRS S2 号におけるガイダンスに含まれる産業固有の開示について、さらなる向上の可能性を検討することに ISSB が合意した作業を含め、SASB スタンダードの国際的な適用可能性に関する幅広い検討とは別個のものである。

SASB スタンダード・タクソノミのアップデート

SASB スタンダード・タクソノミのアップデートは、SASB スタンダードにおける情報がどのようにデジタル報告において捕捉または「タグ付け」されるのかを記述している。したがって、作成者が SASB スタンダードを適用する際に報告する情報を分類するために使用されるデジタルタグは、SASB スタンダードの修正を反映するためにアップデートしなければならない場合がある。

SASB スタンダードの国際的な適用可能性を向上させるために提案する方法論と整合させるため、SASB スタンダード・タクソノミを、次のように修正することが提案されている。

- 必要に応じて、タクソノミの概念（デジタルタグ）について、改訂アプローチ 1-3 を使用した SASB スタンダードの修正案に整合するように変更する。
- 必要に応じて、タクソノミの概念について、改訂アプローチ 4 を使用した SASB スタンダードの修正案に整合するように削除する。
- 必要に応じて、タクソノミの概念について、改訂アプローチ 5 を使用した SASB スタンダードの修正案に整合するように追加する。

SASB スタンダード・タクソノミが SASB スタンダードのすべての修正を反映するようにアップデートされるまで、ISSB は、当初の文言と修正後の文言を示す SASB スタンダードのオンラインの修正履歴付バージョンを提供する予定である。この修正履歴付バージョンにより、修正後の SASB スタンダードを反映するために、SASB スタンダード・タクソノミの必要な修正を企業が理解することを可能にする予定である。

コメント期間および次のステップ

ED のコメント期間は 2023 年 8 月 9 日に終了する。

コメント期間中、ISSB は次のことを計画している。

- 気候関連以外の SASB スタンダードの指標を修正するための方法論の提案および特定の指標への修正案の両方について議論を行う。
- 広範囲の利害関係者との協議を、SASB スタンダードへのなじみが薄い法域に焦点を当てて行う。
- 提案する方法論および SASB スタンダードの関連する修正の進め方を決定するため、ED に対するフィードバックおよびアウトリーチ中のフィードバックを検討する。

ISSB は、提案する方法論に関するコメントを検討し、方法論、対応する SASB スタンダードの修正および SASB スタンダード・タクソノミの潜在的なアップデートに情報を提供するために、フィードバックを使用するようである。

ISSB は、IFRS S1 号の導入および適用を促進するために、SASB スタンダードおよび SASB スタンダード・タクソノミのそのような修正を速やかに公表する予定である。

さらなる情報

SASB スタンダードの国際的な適用可能性を向上させるために提案された方法論についてご質問がある場合は、通常のアウトラックの連絡先にご連絡ください。

デロイト会計リサーチ・ツール（DART）は、会計および財務情報開示資料の包括的なオンライン・ライブラリです。

[iGAAP on DART](#) では完全版 IFRS 基準へのアクセスが可能であり、以下のリンクがあります。

- デロイトの公式の最新の iGAAP マニュアル。IFRS 基準に基づく財務報告のためのガイダンスを提供しています。
- IFRS 基準に基づいて報告する企業のモデル財務諸表

さらに、iGAAP の [sustainability reporting](#) は、企業の価値を大きく上げることができる、より広範な環境、社会的およびガバナンスの事項を踏まえてビジネスが考慮しなければならない、開示要求および推奨事項についてのガイダンスを提供しています。

DART へのサブスクリプションを申し込むには、[ここをクリック](#)して、アプリケーション・プロセスを開始し、iGAAP パッケージを選択します。

サブスクリプションパッケージの価格を含む DART の詳細については、[ここをクリック](#)してください。

Deloitte. トーマツ.

デロイト トーマツ

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイト ネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ 合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング 合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャル アドバイザリー 合同会社、デロイト トーマツ 税理士 法人、DT 弁護士 法人およびデロイト トーマツ コーポレート ソリューション 合同会社を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザリー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 30 都市以上に 1 万 7 千名を超える専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト (www.deloitte.com/jp) をご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイト ネットワーク”）のひとつまたは複数を指します。DTTL（または“Deloitte Global”）ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける 100 を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、リスクアドバイザリー、税務、法務などに関連する最先端のサービスを、Fortune Global 500®の約 9 割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促し、より豊かな経済、公正な社会、持続可能な世界の実現に向けて自ら率先して取り組むことを通じて、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来 175 年余りの歴史を有し、150 を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“Making an impact that matters”をパーパス（存在理由）として標榜するデロイトの約 415,000 名のプロフェッショナルの活動の詳細については、(www.deloitte.com) をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイト ネットワーク”）が本資料をもって専門的な助言やサービスを提供するものではありません。皆様の財務または事業に影響を与えるような意思決定または行動をされる前に、適切な専門家にご相談ください。本資料における情報の正確性や完全性に関して、いかなる表明、保証または確約（明示・黙示を問いません）をするものではありません。また DTTL、そのメンバーファーム、関係法人、社員・職員または代理人のいずれも、本資料に依拠した人に関係して直接または間接に発生したいかなる損失および損害に対して責任を負いません。DTTL ならびに各メンバーファームおよびそれらの関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。